

第4章

県内の応急・復旧対応

第4章 県内の応急・復旧対応

第1節 公共施設などの応急・復旧対応

1 公共土木施設

(1) 道路・橋りょう（平成25年3月、被災85箇所すべての復旧工事が完了）

大規模な斜面崩壊が発生した国道408号（宇都宮市板戸地内）については、土砂掘削・法面工・舗装工等を行い、平成24年1月に復旧工事を完了した。

橋脚に亀裂が生じた一般県道蛭畑須佐木線、那珂川を渡河する湯殿大橋（大田原市湯津上地内）については、橋脚RC巻き立て工等を行い、平成24年3月に復旧工事を完了した。

一般県道小口黒羽線（那珂川町広瀬地内）は、東日本大震災及び平成23年の台風15号により山腹崩落の被災を受けたことから、環境森林事務所で実施している山腹工事に併せて落石対策工事を実施した。

主要地方道矢板那珂川線、那珂川を渡河する新那珂橋（那珂川町地内）については、再度の地震に対する安全性の確保困難となったことから撤去を余儀なくされ、撤去工事を行った。（平成25年3月完了）



【撤去工事中の新那珂橋の状況】

（参考）県内国管理道路の主な復旧状況（国土交通省宇都宮国道事務所）

	路線名	市町（地名）	被災内容	復旧状況
1	国道4号	那須町高久甲	舗装段差、盛土沈下	H23.3.25仮復旧、H25.3復旧完了
2	国道4号	矢板市中北	歩道隆起	H23.3.12仮復旧、H23.12.6復旧完了
3	国道4号	高根沢町宝積寺（新鬼怒川橋）	支承損傷	H23.3.31仮復旧、H23.10.15復旧完了

(2)河川（平成24年3月、被災12箇所すべての復旧工事が完了）

荒川（那須烏山市藤田地内）では山腹崩壊が発生し、土砂等約2万立方メートルが河道を埋塞した。水量が増加し土砂ダムとなることを防ぐため、応急工事として、3月14日までに現況流量を流下させるための低水路掘削工事を実施した。更に河川断面確保のため3月26日までに崩壊土砂・流木を、河道に影響しない高水敷に移動した。本格的な復旧工事として、それら大量の土砂・流木の撤去・処分を行い、平成24年3月に復旧完了した。

板敷川（那須町矢の目地内）では山腹崩壊が発生し、土砂等約1万立方メートルが河道を埋塞した。応急工事として、3月15日までに現況流量を流下させるため隣地に仮の水路を掘削し、土砂ダムになることを防いだ。本格的な復旧工事として、安全性や費用の面から有利であることから、原形復旧ではなく新たに用地を取得し河川の付け替え工事を行い、平成24年3月に完了した。



【被災直後の荒川】



【板敷川の付け替え工事】

(参考) 県内国管理河川の主な復旧状況（国土交通省 関東地方整備局）

	河川名	市町（地名）	被災内容	復旧状況
1	那珂川	那須烏山市	高水護岸破損 L=256.5m	H23年5月31日 仮復旧 H24年3月31日 復旧完了

(3)都市公園（平成24年9月、被災19施設すべての復旧工事が完了）

展望塔（サンサタワー）の被害が発生した県営那須野が原公園については、機械設備等の復旧を行い、平成24年3月に復旧工事を完了した。

井頭公園一万人プールについては、栃木県民公園福祉協会の所有であったが自主財源での復旧は難しく、また、海なし県である本県の「海」として多くの県民に利用されており、本県にとって不可欠な施設であることから、県の所有として復旧を図ることとした。

被害が軽微であった「波のプール」と「チビッコプール」について給水設備を更新・改修し、平成24年7月に一部オープンした。

平成25年7月には、プールセンターの改修や「ドーム型滑り台」や「じゃぶじゃ



ぶ池」を新設するなど、プール施設を全面リニューアルオープンした。

【リニューアルオープンした一万人プール
（平成 25 年夏）】

2 土砂災害

斜面の表層崩壊が発生した高根沢町平和台については、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等により、また、地すべりが発生した高根沢町上柏崎、高根沢町山ノ下、2名の尊い犠牲者を出した那須烏山市川西については、災害関連緊急地すべり対策事業等により、平成 24 年 10 月に復旧工事を完了した。

山腹崩壊が発生した那須町矢の目では国庫補助砂防事業により、平成 24 年 11 月に復旧工事を完了した。

大規模な斜面崩落が発生したさくら市喜連川地内の倉ヶ崎（お丸山公園）については、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等により復旧工事を実施してきたが、平成 23 年 9 月に発生した台風 15 号による集中豪雨により、再度大規模な斜面崩落が発生した。このため、対策工法を斜面の不安定土塊の排土工を主体とした工法に変更し、平成 24 年 12 月までに当面の崩壊が沈静化する一定の安全性を確保出来るまでの工事を完了させ、斜面全体のアンカー工及び法面工など工事の完成は平成 25 年 12 月を目標としている。

復旧工事の実施にあたっては、那須烏山市、さくら市及び高根沢町の各被災箇所には、サイレンや伸縮計を設置し斜面の変化を常時監視できる体制を整備し、地元市町と連携しながら警戒避難体制を確保した。



【避難を促すため復旧工事中に設置したサイレン】



【復旧工事が完了（高根沢町上柏崎）】

3 農林業関連施設

(1) 農作物・農業生産施設

① 栃木県農漁業災害対策特別措置条例の適用

農作物・農業生産施設被害の発生した26市町のうち、15町から栃木県農漁業災害対策特別措置条例適用による補助事業及び制度融資の活用に係る要望があったことから、平成23年3月29日に同条例の適用を決定し、15市町に助成措置を講じることとした。

※15市町：宇都宮市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町

・助成措置の実績は以下のとおり

【補助事業】 代替作付け、作物取片づけ作業費、防除用農薬購入費等への補助

(実績額 単位：円)

市町村名	総事業経費					県補助金
		病虫害防除用 農薬購入費	樹草勢回復用 肥料購入費	代替作付け用 種苗購入費	被害農作物 取片づけ費	
上三川町	434,792	8,212	1,404	178,200	246,976	216,900
鹿沼市	185,812			157,342	28,470	80,772
真岡市	1,091,455	226,674	84,781	780,000		544,000
益子町	76,592	19,392	19,200	38,000		38,296
茂木町	164,628			164,628		75,000
芳賀町	1,488,510	202,522	78,796	1,102,200	104,992	744,255
市貝町	63,918	32,118	31,800			31,959
合計	3,505,707	488,918	215,981	2,420,370	380,438	1,731,182

【制度資金】 被災農業者の経営安定及び施設復旧等に必要な資金の融通

ア 災害経営資金

災害発生後の再生産に必要な経費を対象。

＜実績＞ 限度額： 57,330千円（6市町）

貸付：3件 3,300千円（2市町）

イ 施設復旧資金

災害発生後の施設の復旧又は補修等、被害を受けた施設の現状回復に要する費用を対象。

＜実績＞ 限度額： 63,750千円（6市町）

貸付：3件 10,930千円（1市）

ウ 利子補給額計

39,671円（平成23年分）

106,536円（平成24年分）

②力強い酪農経営復興対策

東日本大震災の影響により、県内酪農家、酪農協は、乳業工場の破損、流通の混乱による生乳の廃棄など、生乳の生産・販売に大きな影響を受けた。

このため、生乳生産基盤の早期回復を図るため、国が補正予算で拡充した「力強い酪農経営復興対策事業」を活用した。

【事業の概要】

- 対象者 東日本大震災により、生乳生産基盤及び販売に影響を受けた者
- 支援内容 生乳生産基盤及び販売回復のために実施主体が行う乳用牛の導入に対し、1頭当たり6万6千円を交付
- 実施期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 実施主体 酪農業協同組合

【事業の実績】

交付日	実施主体数	乳用牛の導入頭数	交付額
3/19	5組合	2,313頭	152,658千円

③農業者等への農業技術対策

地震直後から、各農業振興事務所を通じて被害状況を把握するとともに、ハウスや畜舎などの農業生産施設等の被害確認と補修、停電対策等を盛り込んだ技術対策を適宜作成し、指導の徹底を図った。

(2)農協等の共同利用施設

①施設復旧の経過

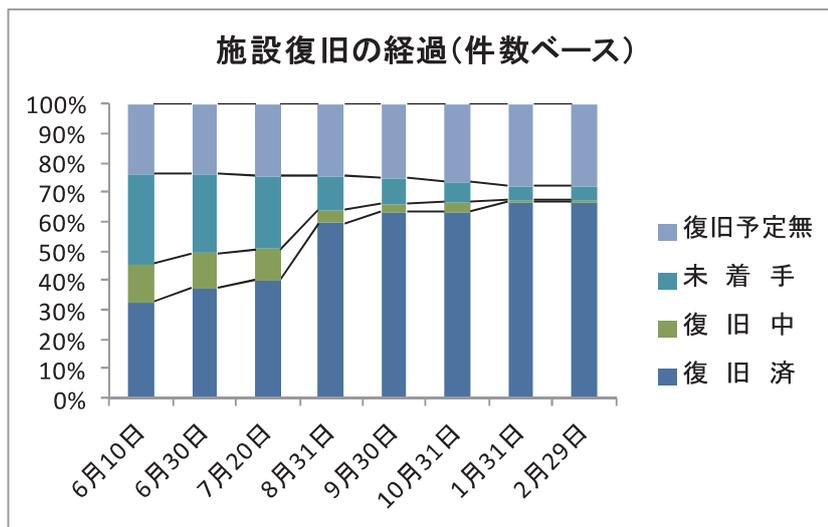
施設復旧に際しては、選果施設や集乳施設など日々利用される施設を優先的に対応した。

平成23年7月からは復旧工事が本格化し、8月末時点で約6割の施設が復旧した。震災発生から概ね1年が経過した平成24年2月末時点では、廃止予定施設や軽微な被害のため復旧しない施設を除き、施設の復旧はほぼ完了した。

②共同利用施設災害復旧事業の活用

施設の早期復旧と農協等における復旧工事費の負担軽減のため、被害規模や耐用年数等の採択要件を満たす施設は、農林水産省の共同利用施設災害復旧事業を活用し、復旧を促進した。

- ・事業採択施設数 42施設
- ・事業申請額 163,135千円（うち国庫補助金109,525千円）



【共同利用施設の復旧経過】

(3) 農地・農業用施設

① 施設復旧の経過

農地や施設の復旧に際しては、平成23年産水稻作付に支障を来さないよう、用水路の復旧など応急工事を要望する地区を優先して対応した。

震災発生から概ね1年が経過した平成24年2月末時点で約8割が復旧したものの、矢の目ダムなどの一部の大規模な水利施設等の復旧は、平成24年6月頃となった。

その後、平成25年3月末時点ですべての箇所において復旧が完了した。



【深山ダム：亀裂の入った
アスファルト遮水壁の掘削作業】



【深山ダム：アスファルト遮水壁の修復工事が
完了し、H24.3.14から試験湛水を開始】

② 農地農業用施設災害復旧事業等の活用

地元農業者等の復旧工事費の負担軽減のため、被害規模等の採択要件を満たす農地や施設は、農林水産省の農地農業用施設災害復旧事業等を活用し、復旧を促進した（復旧箇所数：158カ所）。

(4) 林業関係

① 概要

治山関係では、特に人家・公共施設等に近接し、直接影響を及ぼしている箇所について早急な復旧を進めている。

林道施設については、林業及び山村地域の振興を図るための重要な基盤となっていることから、国庫補助事業や県単独事業等により復旧が図られた。

自然公園施設の復旧工事については、平成24年度までに概ねの対応を終えた。

② 治山

林地崩壊は12市町65箇所が発生し、被害は、栃木県東部の那須町から茂木町にかけての八溝山系に多く、落石や崩落土砂による人家の損壊や公道の通行止めが発生した。

特に、那珂川町矢又、那珂川町広瀬、那須烏山市八ヶ代、那須烏山市三箇では大規模な崩壊が発生し、崩壊地周辺には亀裂が多数発生した。

また、大田原市赤瀬地区においては集落裏の斜面崩落や亀裂の発生により5世帯21人に避難勧告が発令されたため、応急対策工事として避難世帯の一時帰宅を支援するための伸縮計と警報装置を設置するとともに、本格復旧工事に入るまでの対応として、崩壊地周辺の不安定土砂の除去や樹木の伐採等を実施した。

復旧工事は、国・県の補正予算等で対応し、人家等の保全対象に隣接し、林地の崩壊の拡大により二次災害のおそれがある箇所を優先して、早急な復旧を図っている。



【那珂川町広瀬：復旧前 復旧後】

③林道

県東部の八溝山系を中心に法面崩落、舗装路面の亀裂等 13 市町 95 箇所では被害が発生した。

被災箇所のうち、国庫補助事業により 13 路線 32 箇所を、県単独事業により 14 路線 33 箇所の復旧工事を実施した。

(平成 25 年 5 月末現在)

このほか小規模な崩落等の被害については、管理者の単独事業により復旧が図られている。



【林道沼沢線（那珂川町富山）】



【林道高田新田並柳線（茂木町飯）復旧前（舗装路面に亀裂発生） 復旧後】

④自然公園

比較的被害の大きかった八溝県民休養公園及び那珂川国民休養地の公園道路、那須町（補助営）の那須高原展望台園地（恋人の聖地）については、平成 23 年度 6 月に補正予算を計上したほか、小規模な被災箇所については、既定予算の組替え等により復旧を行った。

⑤その他林産施設等

・ 県北から県東部を中心に、きのこ菌床栽培施設等や木炭製造施設 36 箇所では被害が発生し、生産者による自力復旧が進められた。

・ 県東部を中心に山村体験交流施設等 3 箇所では被害が発生し、管理者により復旧等の対応が行われた。

4 医療施設・社会福祉施設等

(1) 医療施設等

県内の医療施設については、一部病棟が使用不能となった施設もあったが、医療施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。

また、精神科病院については、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。なお、修繕工事を実施した施設は次のとおりである。

医療施設

・救急救命センター	3 施設
・病院群輪番制病院	10 施設
・精神科病院（岡本台病院を含む）	11 施設
・県立病院（がんセンター・岡本台病院）	2 施設

医療関係者養成所施設については、被害の程度が軽微で修繕を要しない看護師養成所1施設を除く9施設が医療施設等災害復旧費国庫補助金等を活用し、施設修繕工事を実施した。

医療関係者養成所施設

・看護師等養成所	8 施設
・歯科衛生士養成所	1 施設

保健所、市町村保健センター等の保健衛生施設については、被害を受けた施設のうち、以下の施設が保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。

保健衛生施設

・保健所	3 施設
・市町村保健センター	2 施設
・地方衛生研究所	1 施設
・火葬場	4 施設
・と畜場	1 施設
・食肉衛生検査所	1 施設

(2) 社会福祉施設

保護施設については、県内にある保護施設3か所のうち、救護施設1か所において渡り廊下破損の被害が発生し使用不能となったが、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金等を活用し、施設修繕工事を実施した。

保護施設

・ 救護施設	1 施設
--------	------

高齢者施設については、被害を受けた施設のうち、以下の施設が社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。

高齢者施設

・ 養護老人ホーム	4 施設
・ 軽費老人ホーム	5 施設
・ 老人福祉センター	2 施設
・ 老人短期入所施設	3 施設
・ 特別養護老人ホーム	19 施設
・ 介護老人保健施設	11 施設
・ 認知症高齢者グループホーム	7 施設
・ 老人デイサービスセンター	6 施設
・ 小規模多機能型居宅介護施設	1 施設

障害者施設については、被害を受けた施設のうち、以下の施設が社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。

障害者施設

・ 障害者支援施設	7 施設
・ 障害児施設	2 施設
・ 障害福祉サービス事業所	14 施設

児童福祉施設については、被害を受けた施設のうち、以下の施設が社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。

児童福祉施設

・ 保育所	53 施設
・ 児童養護施設	3 施設
・ 児童厚生施設	5 施設
・ 乳児院	1 施設
・ 情緒障害児短期治療施設	1 施設

5 学校施設等

(1) 学校施設（大学を除く）

① 公立学校施設

応急危険度判定を実施し、危険区域への立ち入りを禁止するなどし、児童生

徒の安全を確保した。

受水槽の漏水などライフラインの確保などを優先し、授業再開に向けた補修復旧を実施した。

ほとんどの学校では、平成24年度内に復旧が完了したが、建物の沈下や鉄筋コンクリート構造の躯体の破損などのため、校舎の建て替えが必要となった学校では、仮設の校舎を整備して復旧工事を実施している。平成26年8月にはすべての復旧工事が完了する見通しである。

復旧工事には、公立学校施設災害復旧費国庫負担（補助）金制度を活用しており、国庫負担（補助）金の額は36億円にも及んでいる。

②私立学校施設

私立学校施設の災害復旧に要する経費に対して助成を行った。

ア 私立学校建物其他災害復旧費補助金（国庫補助）補助額 309,413千円

対象校：高等学校5校、中学校3校、小学校1校、幼稚園36園、専修学校9校

イ 私立学校施設災害復旧費補助金（県補助）補助額 79,627千円

対象校：高等学校5校、中学校3校、小学校1校、幼稚園36園



【被災した様々な学校施設の様子】

(2)文化財関係

・国、県指定文化財及び国登録文化財について、文化庁及び文化財専門家と共に被害状況調査を行った。専門家の意見を踏まえて所有者が修理を行った、国指定等文

化財7件、県指定文化財15件について財政的支援を行った。

・大きな被害を受けた文化財については、複数年にわたる修理が必要となったものもあり、平成24年度までの国庫補助額は約5億4千万円、県費補助額は約1億円に及んでいる。



【(県指定) 観音寺木造千手観音坐像 復旧前 復旧後：矢板市】

(3) その他

① 社会教育施設

- ・芳賀青年の家、なす高原自然の家及びとちぎ海浜自然の家において、建物等の破損などの修繕を行った。
- ・復旧工事には、国庫補助公立社会教育施設災害復旧事業を活用し、国庫負担金額は、15,757千円となっている。



【芳賀青年の家擁壁損壊 復旧前 復旧後】

② 社会体育施設

- ・県立体育館など県有施設4施設において、建物等の破損などの修繕を行った。復旧工事には、国庫補助公立社会教育施設災害復旧事業を活用し、国庫負担金額は、11,260千円となっている。



【栃木県体育館本館ステージ床フローリング 復旧前 復旧後】

③その他教育機関

- ・総合教育センターにおいては、体育館のブレース交換、管理研修棟の排煙装置及び大講義室パネル補修等の復旧工事を行った。
- ・復旧工事には、国庫補助公立社会教育施設災害復旧事業を活用し、国庫負担金額は、6,483千円となっている。

6 その他

(1) 廃棄物処理関係施設

一般廃棄物処理施設の被災部分の修繕等について、市や組合は応急復旧の処置を講ずることにより施設稼働の確保を図りつつ、復旧工事を進めた。

設置者	施設名称	被害状況	工事完了
宇都宮市	北清掃センター	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	H23.4.28
	クリーンパーク茂原	焼却設備一部破損	H23.3.31
	エコプラセンター下荒針	処理設備一部破損 建屋部分等一部破損	H24.3.5
	長岡最終処分場	処理設備一部破損	H23.5.25
	エコパーク板戸	構内道路等一部破損	H23.10.31
	東横田清掃工場	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	H23.12.20
真岡市	真岡市清掃センター	焼却設備一部破損	H23.9.20
那須地区広域行政事務組合	広域クリーンセンター大田原	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	H23.10.31
南那須地区広域行政事務組合	保健衛生センター	焼却設備一部破損	H24.3.20
塩谷広域行政組合	環境衛生センター	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	H23.6.30

(2) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、本県が平成23年6月28日に策定した「栃木県東日本大震災に係る災害廃棄物処理計画」を基本とし、市町が地域の実情を踏まえた処理方法により、適切かつ円滑に処理を行い、平成25年5月31日現在で99%以上の処理が完了しており、平成25年度末までに全ての処理が完了する予定である。

※災害廃棄物の処理は、国の災害等廃棄物処理事業等を活用

【災害廃棄物の処理状況】

(単位：t)

No.	市町村名	災害廃棄物 量 (A)	処理済量 (B)	処理済率 (B/A)
1	宇都宮市	35,007	35,007	100.0%
2	足利市	2,648	2,648	100.0%
3	栃木市	268	268	100.0%
4	佐野市	408	377	92.4%
5	鹿沼市	882	882	100.0%
6	日光市	799	799	100.0%
7	小山市	3,902	3,902	100.0%
8	真岡市	35,456	35,456	100.0%
9	大田原市	15,591	15,591	100.0%
10	矢板市	5,097	5,097	100.0%
11	那須塩原市	8,751	8,751	100.0%
12	さくら市	5,075	5,075	100.0%
13	那須烏山市	12,551	12,130	96.6%
14	下野市	2,173	2,173	100.0%
15	上三川町	879	879	100.0%
16	益子町	7,816	7,816	100.0%
17	茂木町	53	53	100.0%
18	市貝町	16,762	16,762	100.0%
19	芳賀町	33,611	33,611	100.0%
20	壬生町	531	531	100.0%
21	野木町	84	84	100.0%
22	岩舟町	123	123	100.0%
23	塩谷町	123	123	100.0%
24	高根沢町	21,701	21,701	100.0%
25	那須町	3,626	3,626	100.0%
26	那珂川町	6,697	6,697	100.0%
合計		220,614	220,162	99.8%

(3) 公営住宅

・ 県営住宅

平成 23 年 9 月末までに、被害を受けた 12 団地について、災害住宅復旧事業等を活用し、復旧を完了した。

・ 市町営住宅

平成 24 年 10 月末までに、被害を受けた 10 市町 25 団地について復旧等を行った。また、2 市 2 団地では復旧が困難な棟について解体を行った。

(4) その他

・ 造成宅地

矢板市では、地盤の滑動崩落等により被害を受けた市内の 3 団地について、造成宅地滑動崩落緊急対策事業（東日本大震災復興交付金）により、平成 25 年度末までに復旧工事の完了を予定している。

第 2 節 県内被災者への支援

1 災害弔慰金

東日本大震災は、災害救助法を適用した県が 2 以上あったことから、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号）に基づく災害弔慰金の支給対象災害となった。

本県において、この災害によって亡くなった方に対して災害弔慰金を支給した。

また、県内で災害救助法を適用した市町が 1 以上あったことから、同法に基づく災害援護資金の貸付対象災害となり、この災害によって被災された方に対して災害援護資金の貸付を行った。

2 東日本大震災被災者支援義援金（とちまる募金）

平成 23 年 3 月 25 日から、被災した方々の生活を支援するため「とちまる募金」を募ったところ、県内外から 7 億 4 千 5 百万円を超える募金が寄せられた。

県では、亡くなられた方や家屋が倒壊された方、県外から避難されている方等の支援に幅広く活用したほか、この募金の一部を活用して「修学支援基金」を造成し、被災された家庭の児童が小、中学校に入学する時に支援金を給付することとした。



【とちまる募金】

3 建築物・宅地の危険度判定

(1) 震災建築物応急危険度判定

平成23年3月12日から5月16日まで、県内11市5町で震災建築物応急危険度判定を実施した。

実施人員は延べ910名で、判定棟数5,179棟（危険676棟、要注意1,845棟、調査済2,658棟）を実施した。

そのうち県は、1市4町に延べ88名の職員を派遣した。

(2) 被災宅地危険度判定

平成23年3月13日から4月25日まで、県内8市2町で被災宅地危険度判定を実施した。

実施人員延べ188名で、判定箇所数392箇所（危険94箇所、要注意173箇所、調査済125箇所）を実施した。

そのうち県は、1市2町に延べ27名の職員を派遣した。



【建築物・宅地の危険度判定の状況】

4 被災者・避難者への住宅支援

(1) 県営住宅の無償提供

県内被災者及び福島県からの避難者を対象に、110戸程度を提供した。

（実績）入居決定件数47件

(2) 応急仮設住宅の建設

那須烏山市の要請を受け、同市内に応急仮設住宅を建設した。

（実績）20戸建設



【応急仮設住宅】

(3) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ)の提供

福島県、宮城県及び岩手県からの避難者を対象に、県内の民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供した。

(実績) 入居決定件数(平成25年5月31日時点)

県名	世帯数	人数
福島県	858	2,445
宮城県	29	60
岩手県	5	11
合計	892	2,516

(4) 被災住宅再建等支援事業

融資を受けて被災住宅の再建等を行う個人に対し市町村が利子補給を行う場合、県がその費用の一部を市町村に補助する制度を創設した。

(実績) 申請件数 352件(平成23年度)

178件(平成24年度)

(5) 民間賃貸住宅に係る情報提供

「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書」に基づき、民間賃貸住宅(有料)の空き家情報を提供し、無料で仲介を行った。

(実施主体) (社)栃木県宅地建物取引業協会

(社)全日本不動産協会栃木県本部

(実績) 成約件数 61件

(6) 住宅相談会の実施

平成23年5月17日から6月21日まで開催希望のあった県内9市町において住宅相談会を開催した。

(実績) 相談件数 57件

(うち現地調査 31件)



【住宅相談会の様子】

5 被災者生活再建支援金の支給

東日本大震災では栃木県全域が被災者生活再建支援法の適用となった。平成25年5月末時点で基礎支援金865世帯、771,875千円、加算支援金706世帯、1,167,125千円が支給されている。

6 勤労者生活資金の拡充

被災した勤労者への金融支援のため、資金用途を拡大するとともに貸付金利を引き下げた被災者向け生活資金を創設し、平成23年4月1日から運用を開始した。

7 被災者への貸付事業による支援

被災した世帯に対し、栃木県社会福祉協議会による当面の生活費等の貸付を行った。

(1) 生活復興支援資金貸付

貸付総額 10,525,700円（16件）

(2) 緊急小口資金貸付

貸付総額 20,200,000円（141件）

第3節 福島第一原子力発電所事故に対する対応

1 放射能汚染の監視、検査

(1) 教育機関等における空間放射線量率調査

① 当初調査

平成23年5月、県内全ての学校、幼稚園、保育所1,266施設における空間放射線量率の調査を実施した。（参考資料P40～41参照）

I 調査期間：平成23年5月13日（金）から19日（木）まで（延べ5日間）

II 調査対象施設：県内の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所1,266施設

※調査対象施設の内訳

施設	施設数
小学校	392
中学校	170
高等学校（特別支援学校を含む）	93
幼稚園	194
保育所	417

III 調査方法

測定機器：簡易型シンチレーションカウンタ

測定方法：校庭・園庭の概ね中心地において、地上高50cm又は1mを測定

50cm：幼稚園、保育所、小学校及び特別支援学校

1m：中学校、高等学校

IV 調査結果

全ての調査対象施設における測定結果が、平成23年4月19日付けで文部科学省から福島県あて通知された「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に示された暫定的考え方である「 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 」を下回った。また、小中学校等31施設について、空間放射線量率が $1.0 \mu\text{Sv/h}$ を超えることを確認したが県有施設で超えたものはなかった。

② 追跡調査等

同年6月6日付けで厚生労働省から福島県等に対し「福島県内における子どもが児童福祉施設等において受ける線量低減に向けた当面の対応について（事務連絡）」により園庭等の土壌処理（ $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上）への財政支援予定が表明された。このため関係省庁に対して本県にも同様に財政支援を行うよう要望を行ったところ本県も支援対象と認められたため、当初調査で空間放射線量率が $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以上を観測した31施設について、国の指示する測定機器及び方法等により追跡調査等を実施した。

I 調査日

第一回追跡調査：平成23年6月6日（月）、7日（火）

第二回追跡調査：平成23年6月20日（月）、21日（火）

確認調査：平成23年8月30日（火）、31日（水）、11月22日（火）、12月5日（月）

II 調査方法

測定機器：第1回追跡調査：簡易型シンチレーションカウンタ

第2回追跡調査及び確認調査：NaIシンチレーション式サーベイメータ

測定方法：第1回追跡調査：校庭の概ね中心地において、地上高50cm又は1mを測定

第2回追跡調査及び確認調査：校庭・園庭等の5点を測定し、平均値を算出

③ 調査結果等

時間の経過とともに、空間放射線量率の低減を確認するとともに、施設の設置者が除染（表土除去）を実施する場合、第2回追跡調査において、空間放射線量率が $1.0 \mu\text{Sv/h}$ を超える5施設に限定して国庫補助の対象とされたため、第1回追跡調査時に $1.0 \mu\text{Sv/h}$ を超えた15施設を除染対象として、県独自に市町等への支援を実施した。（その後、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」《以下「放射性物質汚染対処特措法」という。》が制定され、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上を対象に除染が進められることになった。詳しくは4除染を参照。）

(2) 環境放射線（保健福祉部所管）

① 認可外保育施設の空間放射線量測定

園庭を有する認可外保育施設について、(1)の保育所と同様に測定を実施した。

調査の種類及び施設数	測定結果の範囲	平均
当初調査（66施設）	0.08～1.10	0.27
第1回追跡調査（1施設）	0.97	0.97
第2回追跡調査（1施設）	0.82	0.82
確認調査（1施設 表土処理工事後）	0.30	0.30

②県の機関及び市町への放射線測定器の貸出し

平成23年4月から、県の機関に対し、空間線量計・表面線量計・個人線量計の貸出を行った。

なお、平成23年10月からは、市町への貸出も可能とした。

貸出状況（平成25年5月31日現在）

機器種別	配置数	貸出回数		使用実績
空間線量計	4台	延べ 18台	12機関	・児童相談所等の施設測定
表面線量計	7台	延べ 8台	4機関	・企業局水道課による汚泥の定期放射線測定
個人線量計	20台	延べ 40台	6機関	・被災地派遣職員用 ・福島第二原子力発電所施設調査

(3)環境放射線（環境森林部所管）

①環境放射能定点観測

ア 空間放射線量率（モニタリングポスト）

チェルノブイリ原発事故以後、環境における空間放射線量の変動状況を確認するため、昭和62年から、文部科学省（以下「文科省」という）からの受託事業として宇都宮市下岡本町の県保健環境センターで空間放射線量率を測定しているが、福島第一原子力発電所事故を受け、文科省の指示により、3月12日から空間放射線量率の監視を24時間体制で行った。

測定結果については、県HPで3月15日からほぼ2時間おきに公表したが、4月1日以降は、線量の変動が少なくなってきたため、順次公表回数を見直した。

測定値については、3月15日午前10時の1.318 μ Sv/hを最高に、その後急激に減少し、3月31日に0.1 μ Sv/h程度となり、平成24年3月には0.05 μ Sv/h程度となった。

平成24年3月9日には、那須町、日光市、真岡市、小山市、那珂川町、佐野市、宇都宮市、那須塩原市にモニタリングポストを設置し、その結果については、3月12日から県HPでリアルタイム公表が可能となった。

文科省が平成24年3月30日に県内20市町に可搬型モニタリングポストを整備したため、県内全市町（計29局）での測定と県HPによるリアルタイム公表が可能となった。

イ 空間放射線量率（サーベイメータ）

(ア)建築物の屋上等での測定

県では、モニタリングポストによる測定を補完するため、事故直後の

平成 23 年 3 月 15 日から那須町(那須町役場)、3 月 17 日から日光市(今市健康福祉センター)、真岡市(県東環境森林事務所)、小山市(県小山庁舎)、3 月 23 日から那珂川町(山村開発センター)、4 月 1 日から佐野市(県安蘇庁舎)の 6 箇所において、順次サーベイメータによる測定を開始した。

那須町では、3 月 15 日午前 11 時 30 分に $0.03 \mu\text{Sv/h}$ であった空間放射線量率は、その後急激に上昇し、午後 10 時 30 分、16 日午前 0 時 30 分に最高値 $1.75 \mu\text{Sv/h}$ になった。

その後は急激に減少し、4 月以降は減少傾向となった。

また、4 月 1 日からは、空間放射線量率の変動が少なくなってきたため、24 時間の測定体制から深夜の測定を縮減するなどした。(10 月 25 日終了)

(イ) 地上付近での測定

地上付近による空間放射線量率を把握するため、5 月 13 日から 1 日 2 回、地上高さ 50 cm での測定を宇都宮市、那須町、日光市、真岡市、小山市、那珂川町、佐野市の 7 箇所において開始した。

また、10 月 25 日には、7 箇所の測定場所を地上 1 m に統一した。

(平成 24 年 3 月 9 日終了)

ウ 定時降下物・上水(蛇口水)の放射能濃度

福島第一原子力発電所事故を受け、文科省の指示により、3 月 18 日から降下物・上水の測定が強化され、毎日測定を行った。

降下物については、3 月 22 日に放射性ヨウ素(ヨウ素 131 : $25,000\text{MBq}/\text{km}^2$) が、3 月 31 日に放射性セシウム(セシウム 134 : $510\text{MBq}/\text{km}^2$ 、セシウム 137 : $500\text{MBq}/\text{km}^2$) が検出された。

その後、徐々に減少し、6 月以降は台風や乾燥した風の強い日等に検出される場合もあったが、ほぼ検出されない状況となった。

また、上水については 3 月 24 日に放射性ヨウ素(ヨウ素 131) が $108\text{Bq}/\text{kg}$ 検出され、放射性セシウムについては、3 月 21 日に $12.2\text{Bq}/\text{kg}$ 検出されたが、5 月以降はほぼ検出されない状況となった。

12 月 28 日からは、国の測定体制の見直しを受け、上水の測定を県独自の取組として週 1 回としたが、福島県内の降下物が平成 24 年 1 月に僅かに上昇する事態が発生したことから、2 月 8 日から、県独自の取組として降下物の測定を毎日とした。

なお、これら測定結果については、県HPで毎日公表した。

(4) 環境放射線（県土整備部所管）

県立都市公園における空間放射線量率の測定

測定日	場所	測定値（ μ Sv/h）	
		地上0.5m	地上1m
H23. 12. 22	那須野が原公園	0.85	0.80
H23. 12. 22	日光田母沢御用邸記念公園	0.23	0.22
H23. 12. 22	日光だいや川公園	0.33	0.32
H25. 4. 25	那須野が原公園	0.37	/
H25. 4. 26	日光田母沢御用邸記念公園	0.17	
H25. 4. 25	日光だいや川公園	0.20	

(5) 水道水及び水道原水

県保健環境センターでは、文部科学省が実施する「環境放射能水準調査」のために整備されていた放射性物質測定器（ゲルマニウム半導体検出器）を用いて、平成23年3月18日から宇都宮市松田新田浄水場（宇都宮市河原町）の水道水中の放射性物質について毎日検査（1回）を実施した。また、各水道事業者等においても、同年3月20日から計画的に検査を実施している。

こうした検査により、宇都宮市及び野木町の採取した水道水から、一時「乳児による水道水の摂取を控える暫定的な指標値」（100Bq/kg）を超える放射性ヨウ素が検出され、乳児への摂取制限が行われた（5 ライフラインの被害参照）が、平成23年4月10日に1.3Bq/kg、同年4月23日に1.2Bq/kgの放射性ヨウ素が検出されたのを最後に、これ以降は全て1 Bq/kg 以下となり、また、県内の各水道事業者等の検査においても暫定規制値（200Bq/kg）を大きく下回った。

平成24年4月1日から引き下げられた新たな管理目標値（10Bq/kg）に対応するため、県では、各水道事業者等に対し、検査機器における放射性セシウム134及び137の検出下限値を各々1 Bq/kg 以下とするよう指導し、水道事業者等ではこの新たな目標値に対応した検査に移行したが、全て検出下限値を下回っている。

放射線の検査体制の充実強化を図るため、県保健環境センターにゲルマニウム半導体検出器を新たに整備した。この機器を用いて、平成24年3月19日から鬼怒川、那珂川及び思川の流域単位において4箇所の水道原水中の放射性物質を週に1回の頻度で検査を実施しているが、この水道原水検査においても1 Bq/kg 以下と設定した検出下限値を全て下回っている。

企業局所管の2か所の浄水場では、同所の水道水について平成23年3月20日に初回の測定を、3月24日からは毎日測定を実施した。放射性ヨウ素及び放射性セシウムについての検査結果はいずれも検出限界値（おおむね30Bq/kg）以下であった。5月11日からは週3回の測定としたが、いずれの結果も検出限界値（おおむね20Bq/kg）以下であった。平成24年1月からは国から示されたモニタリング指針（週1回以上、検出限界値1 Bq/kg 以下、4月1日から施行）により検査を行ったが、いずれの結果も検出限界値以下であった。